

全タク連発第47号  
令和7年6月30日

協会長各位

一般社団法人  
全国ハイヤー・タクシー連合会  
会長 川鍋 一朗

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援））の実施について

標記補助金について、今般、国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課長より別紙のとおり周知依頼がありましたので、了知されるとともに、傘下会員に対し、周知方お願いいたします。

本年度は、本補助金の申請先が公益財団法人日本自動車輸送技術協会となっております。

なお、申請受付期間内でも予算額に達すれば受付が締め切られますので、導入を検討している事業者には早めの申請をご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

## 記

### （1）申請受付期間

令和7年6月30日（月）～令和8年1月30日（金）

### （2）申請・問い合わせ先

公益財団法人日本自動車輸送技術協会 事業部 補助金執行グループ

TEL：03-4330-1024

申請ポータルサイト：

<https://ataj-asv.jp/>

※申請方法、申請書類等は上記サイトにてご確認ください。

### （3）参考

国土交通省 自動車総合安全情報ページ

・先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc\\_07.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_07.html)

国自技環第56号の2  
令和7年6月30日

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会会長 殿

国土交通省

物流・自動車局技術・環境政策課長  
(公 印 省 略)

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援））の実施について

標記について、各地方運輸局及び沖縄総合事務局に対して別紙のとおり通知しましたので、貴会会員各位にその旨周知されるようよろしくお取りはからい願います。

国自技環第56号  
令和7年6月30日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局技術・環境政策課長  
(公 印 省 略)

令和7年度被害者保護増進等事業費補助金（事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援））の実施について

標記について、下記のとおり実施することとしたので通知するとともに、令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金について関係事業者より問い合わせがあった場合は、各地方運輸局及び沖縄総合事務局（各運輸支局を含む。以下、「各運輸局等」という。）の窓口等において適切に案内願いたい。

## 記

### 1. 補助金執行団体

公益財団法人日本自動車輸送技術協会

\*公募により国土交通省において補助金執行団体を採択した。

\*補助金執行団体は、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱、実施要領に基づき、国土交通省（各運輸局等を含む）に代わって、交付規程及び公募要領の作成、申請等の受付、申請等書類の審査、補助金の交付決定、額の確定、その他当該事業の実施にあたって必要な一連の業務を実施するものとする。

### 2. 補助金交付業務等の実施

令和7年度事故防止対策支援推進事業に係る補助金の交付申請兼実績報告の受付等については、被害者保護増進等事業費補助金交付要綱、実施要領並びに補助金執行団体の定める交付規程及び公募要領に基づき実施する。